## 供用約款 (新若草山自動車道・高円山自動車道)

(約款の効力)

第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道(以下「自動車道」という)の供用に関してする 契約は、特約のある場合を除きこの約款によるものとする。

ただし、この約款に定めのない事項については法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

(1) 新若草山自動車道

(奈良市雑司町 212 番地から奈良市川上町鎌研山 900 番地の 3 まで)

(2) 高円山自動車道

(奈良市白毫寺町 1150 番地から奈良市高畑町字地獄谷国有林第 17 林班まで) (供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間(以下「供用期間」という)および自動車道 を使用できる時間(以下「供用時間」という)は次のとおりとする。

区分	供用期間	供用時間
新若草山道	3月16日から11月30日まで	午前 8 時から午後 11 時まで
	12月1日から3月15日まで	午前 8 時から午後 10 時まで
高円山道	1月1日から12月31日まで	午前8時から午後6時30分まで

2. 前項の供用時間については、状況に応じてこれを変更することができる。

(使用料金)

- 第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において運輸大臣の認可を受けている使用料金とする。 (使用券)
- 第4条 使用券の種類は次のとおりとする。
  - (1) 普通使用券
  - (2) 前壳使用券
  - (3) 回数使用券

(使用料金の収受等)

- 第5条 自動車道を通行する自動車の運転者およびその同乗者(以下「使用者」という)は、所 定の料金徴収所において使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は前売使用券もし くは回数使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。
- 2. 使用券に表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、その超えた区間に対する使用料金 を支払わなければならない。

(使用券の所持等)

- 第6条 使用者は前条第1項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、 同項の使用券を所持し当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。 ただし、当社の係員が使用券を回収した場合はこの限りでない。
- 2. 当社は使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については使用料金のほかに、その倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

- 第8条 当社は、未使用の使用券について払戻しの請求があった場合は、次の各号の規定による 料金を払戻しする。
  - (1) 普通使用券にあっては有効期間内に限りその料金額
  - (2) 前売使用券(定期券)にあっては有効期間前のものについてはその料金額、有効期間内のものについては有効期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用ずみ期間とし、これを1日1往復通行の割合で普通通行料金に換算し、その金額を券面に表示された料金額から控除した残額
  - (3) 回数使用券にあっては、有効期間内に限り券面表示の料金額と既に使用ずみの券片を普通料金に換算した合計額との差額
- 前項の払戻しに際しては1件につき50円の手数料を収受する。
- 3. 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券および前売使用券については、収受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第5条第1項の手続きを受けた回数使用券については、券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。
- 4. 当社は、前項の理由により自動車道の供用できない期間が1日を超えた場合は、前売使用券および回数使用券の有効期間をその超えた日数だけ延長する。
- 5. 前 2 項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。
- 6. 当社は、使用者が第3項以外の理由により自動車道から退去を求められた場合は使用料金の払 戻しをしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示 に従わなければならない。

(供用の拒絶)

- 第10条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。
  - (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
  - (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合
  - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
  - (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合

- (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合
- 2. 当社は、使用者が前条もしくは第13条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合は使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

- 第 11 条 当社は、自動車道の管理に瑕疵があったため、その使用により使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。
  - (1) 使用者の故意又は過失
  - (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
  - (3) 盗難その他第3者による損害
  - (4) 天災地変その他の不可抗力
- 2. 前項の場合において当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から 退出したときに終わる。

(使用者の責任)

第 12 条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者は、これを現 状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第 13 条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道および駐車施設内において、 物品の販売又は頒布宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

## 奈良奥山ドライブウェイ 保安上の供用制限

1 供用を制限する自動車の長さ・幅・高さ・重量及び速度

長さ

12. 0m

幅

2. 5 m

高さ

3. 8 m (ただし春日奥山道路は3. 5 m)

重量

20.0t

速度

高速車、中速車30km毎時

2 キャタピラにより運行する車両その他自動車道を損傷するおそれのある車両